

# 明治時代におけるイギリス革命観

今井 宏

(一)

十七世紀のイギリスで戦われた二つの革命——ピューリタン革命（一六四〇～六〇）と名譽革命——は、わが国にいかなる形で伝えられたのであろうか。この革命に一世紀遅れるフランス革命の場合については、すでに井上清氏の詳細な論文<sup>(1)</sup>があり、また高橋幸八郎氏もわが国におけるフランス革命研究史の問題という視角からとりあげておられる。<sup>(2)</sup>しかるにイギリス革命については、未だ管見の及ぶかぎり、まとまつた研究はないようである。もとよりすべての資料を網羅した包括的な研究は、現在の筆者のよくしうるところではないが、これまで蒐集した若干の材料を呈示して、いわば中間報告を行ない、識者の御教示を仰ぎたいと思う。これが本稿のねらいである。

イギリス革命観を問うことは、より本質的には、イギリス史の発展過程がいかなる価値基準によって裁断されているか、そしてその発展過程において十七世紀の二つの革命がどのように位置づけられているかを問うことである。このような視角から、明治十年ごろまでのいわゆる

「啓蒙」段階のそれに接近してみると、ひとつの際立った特徴に遭遇する。それは、ナポレオンへの強い関心と「騒乱」「顛覆」を強調するフランス革命観とはおよそ対照的に、立憲君主政体の母国としてのイギリスのイメージが定着しており、必ずしもその立憲君主政体が十七世紀の革命の帰結であったという認識の強くないことである。もちろんイギリスとフランスの革命についてのこうした観点の相異は、井上氏も指摘しておられるように、<sup>(3)</sup>日本とヨーロッパが幕末において接觸した時点からの時間差によるところ大であり、かつまた接觸時点における両国の政情の安定度からの逆認識でもあった。だが問題は、かかる出発点におけるイギリス認識がそのままかなり後まで尾をひき、革命の存在とその構造への理解が遅れている点にある。明治初年に、わが国に立憲政治に対する理解を普及させるうえで多大の貢献のあった二人の思想家、加藤弘之と福沢諭吉の場合にも、このことが典型的に示されている。

わが国で書かれた最初の立憲政体の紹介書として知られる、加藤弘之の『隣草』（一八六三〔文久三〕年稿）には、「輓近わずかに六十年間にフランス国に數度の傾覆ありし」として、フランスについては大革命から二月革命にいたる概略を述べているのに反し、イギリスについてかれが力説しているのは、むしろ議会改革なのである。周知のように「君主政治（洋名モナルキー）」と「官宰政治（洋名レプュブリーキ）」に政体を分類し、さらに前者を「君主握権」と「上下分権」に、後者を「豪族專権」と「市民同権」にわけて、四政体の得失を論じた加藤は、イギリス議会史をつゞるように迫っている。

「イギリス国など上下分権の政体となりて公会の立ちしは今をへだたることおよそ六百年前わが弘長文永（一千二百六十年間）の頃にして、ヘンリ第三在位の時なりしかども、輓近に至りて下房の抜擢法次第に公平を失い、古昔数多の居民ありし土地にても当時の居民はなはだ減少せしにもかかわらず、なお多人数の下房官員を出だし、また古昔僅かの居民ありし土地にても当時の居民増加せしにもかかわらず、なお少人数の下房官員を出だし、かつ富貴の人などは縦まに数多の下房官員を出すがごとき悪弊を生ぜしが故に、憂國慷慨の諸士らすでに明和安永（一千七百六十年の頃）よりこの悪弊を去りて新たに正法を設けんがために大いに思いを焦がし、力を尽せしかども容易にこの志を遂ぐること能わざりしに、天保三年（一千八百三十二年）に至りて始めてこれを改革することを得て、大抵その土地の居民の多少によりてその中より出すところの下房官員の人数を定め、もって富貴権勢の単に縦まにすること能わざる法を立てたり。世にこれを英國の公会改革という。」<sup>(5)</sup>

ここにみられるように、加藤には「公会改革」の必要性、腐敗選挙区やパトロネジについてのかなり正確な知識がある。だが本書が第一次

選挙法改正（一八三二）の三十年後、しかも第二次のそれのわずか数年前に書かれており、いわばホット・ニュースの紹介・解説という性格をもつものであったところからみれば、それは当然ともいえよう。それにしてもここには、かれのいう「上下分権の政体」樹立に果たした十七世紀の革命の役割についての知識は欠落している。かれはいう。「上下分権の政体を立つるは、たとえば拙工をして良工に劣らざるほどの精巧を竭さしめんがために規矩を作るがごときものにて、この政体は元来暴君暗主らの出づるときにも明君英王の政治と大異なからしめんがために設くるところ」<sup>(6)</sup>と。もしも加藤にイギリス議会史についてのより広汎な知識があり、ピューリタン革命か名誉革命のいづれかを知つておれば、「上下分権」の由來をそこに求めて、説明したことであろう。この段階での加藤のヨーロッパ史に関する知識はせいぜいのところアメリカ合衆国の独立までに限られており、イギリス革命はその射程距離に含まれていないのである。

それでは、福沢諭吉の場合はどうであろうか。よく知られているように、かれはすでに一六五九（安政六）年蘭学にみきりをつけて英学に転向し、翌年には幕府の遣米使節に随行してアメリカに赴き、さらに一八六二（文久二）年には遣欧使節竹内下野守保徳の一行に「傭通詞」として加わり、同年の四月三十日から六月十二日までの四十日あまりをイギリスで暮らし、ロンドンのみならずバーミンガム、リヴァプールをも訪問している。この西欧体験を基礎に叙述し、空前のベストセラーとなつたのが、『西洋事情』（初編、一八六六「慶応」）年）であつた。

『西洋事情』初編、卷之三は、英國のみにて構成されているが、その「史記」は、ローマ時代から阿片戦争に至る簡をえたイギリス通史になつてゐる。そこでイギリス革命がどのような取扱いをうけているか、引用してみるとしよう。

「ゼームス王在位の間は、内外無事にして國民太平の徳澤を蒙り、亜米利加の地方を開拓して英國の所領となしたものこの時を以て始とす。但し王の為人、器量偏小にして私欲多し。常に議事院と権柄を争ひ、在位二十四年の間其争論止むことなし。千六百二十五年死して太子立つ。之を第一世チャーレスとす。この時に當て議事院の威權次第に盛大となり、諸州より名代人を出して国政を会議し、上下各々其所を得、衆庶富饒に至りたれども、國王は議事院の盛なるを忌み、其権柄を奪て王室の威を張らんと欲し、即位後四年の間に三度議事院の会議を設けしが爾後は之を廢せり。これより物論蜂起し、之に加ふるに国内宗旨論にて各處に徒党を結び、互に相争闘して殆んど間日なし。是に於て止むことを得ず議事院を再興したれども、遂に国亂を救ふこと能はず。千六百四十九年議事院の定議にて、國王の位を廢して國を合衆政治となし、コロムエルなる者、國議総督の名を以て政権を専らにし、内外と戰て屢々功あり。千六百五

(ママ) 十一年コロムエル死し、其子総督の職を辞するに及で、千六百六十年国人共に第一世チャーレスの子を奉じて国王となす。之を第二世チャーレスと名づく。千六百八十五年第二世チャーレス死して其弟立つ。之を第二世ゼームスとす。ゼームス位に即てより、父兄の遺風に従て天主教を奉信し、他宗に歸依するものを悪むこと甚しく、之に由て人心を失ひ国内又亂る。……此時に於て国内の『プロテスタンント』宗に従ふものは皆国王の忌諱に触れ、自から其生を安ざること能はざるを以て、多くは荷蘭に出奔して竊に『ヲラニー』侯井ルレムに依頼す。井ルレム乃ち『プロテスタンント』宗の人を集めて兵を挙げ、英國に向て其舅氏ゼームスを攻めしに、国人固より王の暴政を厭ひしことなれば、敵を防ぐものとは一人もなく、国王の平生より頼みにせし兵率等も、戈を倒にして後を伐つの勢にて、王は遂に仏蘭西に出奔せり。于時千六百八十八年なり。是に於て議事院より国内に布告し、ゼームス王の位を廃し井ルレムを奉じて英國王となし、第三世井ルレムと称す。……井ルレム王位に即てより、國法を寛にし議事院の権を重くし、王室の特権を張るの舊弊を除き、宗門の議論を鎮静し、五十年來の國亂を一掃して、英國の歴史更に面目を新にせり。」<sup>(8)</sup>

ここには、ピューリタン革命から王政復古を経て名誉革命に至る過程が、当時の知識としては驚くべき適確さでおさえられているといえよう。ただし、この個所からだけでは、福沢のイギリス史構成の基軸がどこにあったかは必ずしも明瞭ではないし、また福沢の「革命」認識を検討するにも、不充分であろう。この点の検討材料として適わしいのは、むしろ一八七〇「明治三」年に書かれた同じ『西洋事情』二編卷之一「人間の通義」を論じた個所である。「我英國人民の通義とは何ぞや。即ち其一身の自由なり。」と規定したかれは、「時代の沿革に従ひ、議事院の議論を以て益々其趣旨を主張し、難を凌ぎ危を冒して今日の盛に至りしなり。」として、つぎのようにイギリス史の基本的な骨組を把握している。

「英國人民の自由を得し所以を尋るに、第一着は千二百十五年ジョン王の時に當り自由の大法（マグナ・チャルタ）を立て、其子第三世ヘンリ王のときに至り議事院に於て尚又之を増補正定し、次で『コンフヒルマシヨ・カルタロム』と云へる法令を下だし、『マグナ・チャルタ』の大法を以て國中一般の常法と定め、從来此大法の趣旨に戾れる裁判の諸法を廢止せり。其後第一世エドワルト王（千二百七十年即位）の代より第四世ヘンリ王（千三百九十九年即位）の代に至るまで種々の法律を立てしなれども、皆從來行はるる所の國民自由を固くするものなり。又下て第一世チャーレス王（千六百二十五年即位）の初めに當り、議事院にて『ペチション・ヲフ・ライト』と云へる法令を布告せり。是亦國民自由の趣旨を主張したものなり。第二世チャーレス王（千六百六十年即位）の代に至り『ハビース・コルプス』と云へる法令を定め、第三世キルレム王（千六百八十八年即位）の代には『ビル・ヲフ・ライト』と云へる法を定め、其後千七百年代の初、キルレム王の崩後には『アクト・ヲフ・セットルメント』と云へる法を定めたり。是等の諸法は皆年代の沿革に隨て決定せしもの

にして、其趣意は国民の自由を維持固保するものなり。」<sup>[9]</sup>

この福沢のイギリス史理解については、相関連し合う二つの特徴を指摘することができよう。その第一は、イギリスにおいてほほひの時代に定着するにいたつた「ホイッジ史観」がそのまま攝取されているという事実である。「ホイッジ史観」は、マコーレー（T. B. Macaulay）によつて典型化されたもので、イギリス史の発展過程を、議会に集まつたイギリス人民の、国王專制に対する自由を求める闘争と定式化するものである。マコーレーの代表作である『英國史』*History of England*, 5 vols. の最初の一巻が公刊されたのが、一八四八年のことであり、その十年後に刊行されて明治初年のわが国の読書界でも大歓迎をうけたバックル（T. H. Buckle）の『英國文明史』*History of Civilization in England* 1857～61は、からに樂天的で進歩主義的なホイッジ史観を表明していた。<sup>[10]</sup> わが国がイギリスに触れ、その歴史を学ぼうとした時点が、このホイッジ史観の整備・確立期と一致していたという事が、福沢のみならず、これから後のイギリス史把握にも、決定的な影を落とすことになったのである。

ところでホイッジ史観は、議会の役割りを進歩的に強調すると同時に、闘争の到達点としての名誉革命の樹立した体制を神話化し、それにひきかえその前史たるピューリタン革命をば、順調な憲政史からの逸脱として、軽視したり黙殺したりする傾向をもつていた。このことが、福沢のイギリス史把握にも現われている。前に引用した「史記」には、「物論蜂起」「國亂」のあつたことが認識されているとはいゝ、後の憲政史理解においては、「第一世チャーチス王」と「第二世チャーチス王」の間にはさまるピューリタン革命は、黙殺されている。

だが福沢のイギリス革命認識は、この『西洋事情』の段階に留るものではなかつた。五年後に書かれた有名な『文明論之概略』（一八七五「明治八」年）には、「國亂」そのものとそのイギリス史において占める地位の認識が深まつている。

それは「西洋文明の由來」を問うた第八章である。引用してみよう。

「…………人民と王室との間に争端を開き、此事の魁を為したたることは即ち英吉利なり。此時代に在ては王室の威權盛大ならざるに非ずと雖ゞる、人民も亦商賣工業を勉めて家産を積み、或は貴族の土地を買て地主たるものも少なからず。既に家財地面を有して業を始め、内外の商賣を専にして國用の主人たれば、又坐して王室の專制を傍観すること能はず。昔年は羅馬に敵して宗旨の改革あり。今日は王室に敵して政治の改革あらんとするの勢に至り、其事柄は教と俗との別あれども、自主自由の氣風を外に洩して文明の徵候たるは同一なり。蓋し往古に行はれたる『フリー・シチ』の元素も爰に至て漸く発生したるもの

のならん。千六百二十五年第一世『チャーレス』の位に即きし後は、民権の説に兼て又宗教の争も喧しく、或は議院開き或は之を閉じ、物論蜂起、遂に千六百四十九年に至て国王の位を廃し、一時共和政の體をなしたれども永続すること能わず、爾後様々の国亂を経て、千六百八十八年第三世『井ルレム』が王位に登りしより、始て大に政府の方向を改め、自由寛大の趣意に従て君民同治の政體を定め、以て今日に傳へり。<sup>(11)</sup>

『西洋事情』と異なる第一の点は、ここにはイギリス革命の社会・経済的な原因の考察が前面におしだかれていることであろう。しかも「第一世チャーレス王」と「第二世チャーレス王」の間に、内乱、廢位、共和政という変転の認識があり、そのうえに立つて名譽革命の画期性がとらえられている。このようなかれの認識の深化に与つて力あつたのは、かれ自身のいうように「仏蘭西の学士『ギゾー』氏所著の文明史及び他の諸書」<sup>(12)</sup>であったが、ここでかれのイギリス認識の基本的な姿勢そのものを問わねばならない。よく指摘されるように、福沢のヨーロッパ認識の出発点にあつた姿勢は、「学術研究は勿論、其他欧羅巴諸州の事情風習も探索可致心得」<sup>(13)</sup>であり、その後のかれの活動は、この成果に基づく「啓蒙」の方向にむけられていた。かれのヨーロッパ文明摄取の姿勢を、きわめて卒直に伝えているのは、おそらく『福翁自伝』の中のつぎの一節であろう。

「……私の欧羅巴巡回中の胸算は、凡そ書籍上で調べられる事は日本に居ても原書を読で分らぬ處は字引を引て調べさへすれば分らぬ事はないが、外国人に一番分り易い事で殆んど字引にも載せないと云ふやうな事が此方では一番六かしい。…………政治上の選舉法と云ふやうな事が皆無分らない。分らないから選舉法とは如何な法律で議院とは如何な役所かと尋ねると、彼方の人は只笑て居る、何を聞くか分り切つた事だと云ふやうな譯け。ソレが此方では分らなくてどうにも始末が付かない。又黨派には保守黨と自由黨と徒黨のやうなものがあつて、雙方負けず鎬を削つて争ふて居ると云ふ。何の事だ、太平無事の天下に政治上の喧嘩をして居ると云ふ。サア分らない。コリヤ大変なことだ、何をして居るのか知らん。少しも考の付かう筈がない。彼の人と此の人とは敵だなんと云ふて、同じテーブルで酒を飲で飯を喰て居る。少しも分らない」<sup>(14)</sup>

ここから読みとれるように、福沢のイギリス觀は、議会政治に対するきわめて素朴な体験的疑問に出発している。この疑問をとくことに限られた滞在期間に体当りを試みたかれは、「余った金は皆携えて行つてロンドンに逗留中、ほかに買物もない、ただ英書ばかりを買ってきた」<sup>(15)</sup>のであった。おりからイギリスは、第二次選舉法改正も間近、グラッドストーン、ディズレリに代表される古典的な議会政治が開花しようとしている時点であり、先にも指摘したように、かかる議会政治の展開を基礎づける歴史意識、かのホイッジ史觀が正統の座を確保しつつあつ

た。イギリス人自身にとつても、名譽革命後の体制を神聖化し、光輝ある国体の連續性を強調することの方が、国王を処刑台に引きずりだし、流血の惨事に彩られた内乱を強調することよりも望ましいとき、一外来の観察者たる福沢に、ピューリタン革命の認識が不充分であったと責めるのは、いさきか当を失するというべきであろう。しかしながら、『西洋事情』から『文明論之概略』に至る期間において、内乱への認識ははるかに強まっている。

『文明論之概略』が刊行された年から一八七八年五月頃まで書き綴られた、かれのノートには、つぎのような記述がみられる。「立君の政が次第に共和に移るも尊王の形は尚存するものなり。英人が其国王の首を刎ね、又これを他国に追出しながら、其子孫たる今の君主に腰を折て礼を為すは如何ん。」

これまで「廢位」としか記していなかつた福沢に、国王処刑という史実認識が生じている。かれがこのことをノートに書きつけた時点は、新聞・雑誌と政社によつた旧士族を中心に、自由民権運動の展開してくるときであつた。この運動の過程において、イギリス革命像はどのように展開をとげ、またどのような役割りを演ずることになるであろうか。

### 註

- (1) 井上清「日本人のフランス革命観——自由民権運動期を中心に」（桑原武夫編『フランス革命の研究』一九五九年）
- (2) 高橋幸八郎「ジャコビニズムと日本の歴史学」（高橋・古島編『近代化の経済的基礎』一九六八年）
- (3) 井上、前掲論文、五九四頁。
- (4) (5) 加藤弘之『隣草』。本書は松本三之介編『近代思想の萌芽』（筑摩書房『現代日本思想大系』1）二九二、二八九～九〇頁から引用したため、原典とは表記が若干異なつていて、  
(6) 同右、二九二頁。
- (7) (8) (9) (10) この遣欧使節については、芳賀徹『大君の使節——幕末日本人の西欧体験』一九六八年、参照。  
『西洋事情』（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一巻、一九五八年）三六二～四頁。  
同右、四九六～八頁。  
イギリス革命のイギリスにおける解釈史については、つぎの論稿が参考になる。

水田洋「イングランド革命にかんするさいきんの研究」（『歴史学研究』一五六号）

越智武臣『近代英國の起源』一九六六年、一〇七頁以下。

越智武臣『市民革命、イギリス』（前川貞次郎編『入門西洋史学』一九六五年）

なおバッカルの書が大島貞益によって『英國開化史』として訳され、ブームをまきおこしたのは、のちにみる『文明論之概略』と同じ一八七五年のことである。

- (11) 『文明論之概略』（『福沢諭吉全集』第四巻、一九五九年）一四二頁。  
(12) 同右、一三三頁。  
(13) 島津祐太郎あて書簡、文久二（一八六二）年四月十一日づけ。（『福沢諭吉全集』第十七巻、一九六一年、七頁）。  
(14) 『福翁自伝』（同右、第七巻、一九五九年）一〇七七八頁。  
(15) 同右、一〇二頁。  
(16) 『覚書』（同右）六七八頁。

## (二)

自由民権の運動とそれを推進した思想については、これまで多くの研究業績が蓄積されている。<sup>(1)</sup> その動機においても、また意識においても、さうにその方向性についても種々雑多の要素を包含したこの運動が、ひとつの政治運動として組織されていくにあたって、圧制に対する抵抗の問題をヨーロッパの歴史から演繹したこと、よく知られているところである。しかしながら国家形態の変革を目標とする「革命」概念の形成にあたって、もっとも貢献したのは、イギリス革命やアメリカ独立よりもフランス革命史であった。これは井上清氏の指摘されるところである。<sup>(2)</sup> そのひとつ現われとして、この運動の理論的指導者に大井憲太郎、中江兆民のごときフランス学者の多かった事実があげられるであろう。

中江兆民といえば、『東洋自由新聞』第三号（明治十四（一八八一）年、三月二十四日）に発表された有名な「君民共治之説」を見落すことはできない。この論文におけるかれの共和政治（「レスピュブリカ」）の理解は、まさにルソーの『社会契約論』の正統的理解に立つもの

であつて、『レスピュブリカ』はラテン語でいう公有物の意味であり、「政権を以て全国人民の公有物と為し、一に有司に私せざるときは皆『レスピュブリカ』なり、皆共和政治なり」とのべ、君主の非存在をもつて共和政の指標とする理解を斥けている。問題はその先にあるかのイギリス理解である。すなわち『レスピュブリカ』の実として其名を問わず、共和政治を改めて君民共治と称する所以<sup>(3)</sup>を説明したかれは、「君民共治の方今に行はるる者は嚮きの所謂英國是れなり。嗚呼人民たる者能く政権を共有すること一に英國の如くなることを得ば此れも亦以て憾無きに非ず乎」<sup>(4)</sup>と述べている。兆民にしても、この段階においては、人民主権の実質をもついわゆる「共和主義的」な民主政を実現目標とはせず、イギリスにみられた立憲君主制を志向していたのであつた。そのイギリス像は、前段階の加藤弘之、福沢諭吉と同一線上にたつものであつたといえよう。

自由民権運動期におけるイギリス革命像の背景にあるものとして、もう一つ別の要素の存在を指摘しておかねばならない。それは、国会開設の大詔の獲得（一八八一〔明治十四〕年十月）後に、運動主体たる政党の組織化において分裂が生まれ、自由党と立憲改進党の両党が結成されるに至つたことである。自由党側の主張によると、「自由党は仏國風の政論にして敢為活達義狭を尚び、改進党は英國風の政黨にして沈重和平温順を尚ぶ。一は人権論者にして一は実利論者なり。一は政党と云ふよりは寧ろ社会改革組合と云ふべき有様にして、社会を其大根柢より改めんとし、一は万事の改革已に成りたる英國にある政党の如く、理論に重きを置かずして唯現実の問題より争はんとす」<sup>(6)</sup>という対立パターンが生まれてきたことである。イギリスはまさに革命の国ではなく「万事の改革已に成りたる」立憲政治の母国というイメージでとらえられている。イギリス革命の具体的な展開過程が、必ずしもフランス革命ほどには、直接運動の展開に寄与しなかつた一因がある。

だがしかし、時の経過とともに、イギリス革命に対する理解も深化してくるのも当然である。その場合、強調さるべきは、福沢のノートにあつた国王処刑という事実の重みが、次第に前面におしだされてくることであろう。ほぼ一八八二〔明治十五〕年ごろ流行したと伝えられる、小室屈山作「自由の歌」には、つぎの如き一節がみられる。

「英吉利国の革命も 同じ車の一つ轍<sup>(5)</sup>

昨日の王は今日の賊 コロンウェルが手に持ちし

明治時代におけるイギリス革命観

自由の旗の招きには　天をも回らすばかりにて  
チャーレス王を誅戮し　自由の基を立てたりき」<sup>(8)</sup>

ここで興味をひくのは、このイギリス革命が、歌中ではフランス革命のつぎに出てくるという事実である。すなわち、  
「佛蘭西國のルイス帝　自由を压制なさんとて  
種々に手段を廻せど　邪道はいかに正道に  
打ち勝つことのあるべきぞ　民の怒り火の如く  
又洪水の溢れ来て　岩をも碎く勢ひに

いと異くも帝王の　こがねをかざす冠は  
断頭機械の上に落ち　あわれ果敢なくなりけるは  
誰を怨みん圧制の　自業自得といふべけれ」

とあって、その後に先に引用したイギリス革命が続くのである。まさにこのような年代の逆転、フランス革命が前面に押ししされ、「英吉利國の革命も　同じ車の一つか轍」（傍点引用者）と把握されている事実こそ、「革命」の理解の原型があくまでもフランスにあつたことを示してあまらない。

さてこの自由民権期において逸することのできないのは、有名な、木下尚江とクロムウェルの遭遇である。すでにこれはしばしば語られてゐるところであるが、あらためて『懺悔』（一九〇六「明治」三九年）においてかれ自身の語るところを引用することにしよう。

「予の第二の恩人はオリヴァ・クロムウェルである。萬国史の教室に於て予は図らずも此の人と面会した。  
予は彼が英國王を国会の法廷へ引き出して之に叛逆人の判決を与へ、断頭台上へ引き上げて死刑に行つたことの顛末を見た時に、恐怖か、驚愕か、讚歎か、名状すべくもあらぬ一種の感慨に打たれて、暫しばし身も魂も此世ならぬ夢の裡に酔い痴びれて仕舞つた」<sup>(9)</sup>

このクロムウェルとかれの遭遇は、一八八五（明治十八）年春から夏にかけて、松本裁判所で開かれていた飯田事件裁判の被告たる「国事犯」を、登校の途中「立ち留まって……見送つた」というコントラストのゆえに、当時十七才であった若き尚江の心理に增幅作用を及ぼしたものであつた。<sup>(10)</sup>

ところで、尚江をして「名状すべくもあらぬ一種の感概に打たれ」しめ、イギリス革命とクロムウェルへのパーソナルな親近感を抱かしめ、ひいてはのちのかれの人生航路に決定的な影響を与えた、認識材料は、はたして具体的には何であったのであろうか。<sup>(11)</sup>かれが「萬国史の教室で」と語っているところから、当時の松本中学校の歴史の使用教科書が調査されている。<sup>(12)</sup>しかしこの問題をとく鍵は、おそらく小説『良人の告白』（一九〇四～五〔明治三七～八〕年）において、主人公白井俊三の回想として語られている、つぎの一節であろう。

「——今は教科書の任務も、剝がれて、図書室の片隅に棄てられて、恐く永久手にする人も無かるべき彼の読本よ、我れ俊三の為には終生<sup>新たなる貴重</sup>の聖典である、偶然寄舍に携へ帰つて、偶然机上に繙いた、目に入つたのは『ヨリヴァー・クロムウェル』の一章——我は何の気なしに一字々々読みもて行つた、好文字、珍事実、我心の鼓動は漸く高くなつた、ジエームス一世は其幼太子——後のチャールス一世——を伴ふてクロムウェルの伯父の野莊を訪ふた、彼の伯父は恐懼と感激とを以て大王父子を奉迎したのである、小さきノル——後の大統督オリヴァー・クロムウェル——は外から帰つて来た、……幼太子は甚だ傲慢なる態度で其手を伸ばした、其れはノルと握手する為めでは無く、跪いて接吻させようとしたのである、

『太子様へ御辞儀を』と伯父は言つた、けれどノルはニヤリと笑つた『御辞儀する次第<sup>わざ</sup>が無い』言ひながら太子の手を拂ひ除けた『何故小僧の手などに接吻するのだイ』

侍臣も伯父も大王も、皆な驚き恐れたと云ふことである、道理なこと——けれど當時居合はした面々の驚怖<sup>きよふ</sup>の全部を総計したとて、三百年の後此の記事を読んで打たれた少年の驚愕と恐怖とに遙に及ばなかつたであらう、我は實に呼吸は止まり脈搏は絶へて、全身冰の様になつたことを感じたのである、笑ふ人は少しく當時不敬熱の空氣を考へて呉れ給へ——我は寄宿<sup>やど</sup>の窓から此の廃頽したる古城を眺めて考へた、若し今が二三十年の往昔<sup>むかし</sup>であつて、此の城主が我が伯父の山村に來たとする、而して我が恰<sup>あだか</sup>も小ノルの位地に立つたとするならば、如何<sup>どう</sup>であろうか——問題は最早や三百年前の英國の歴史では無くして、現在解決を要する我が身上の事件となつた、我頭は重く、我胸は迫り、心は乱れて只だ悶へた、

けれど読まねば尚ほ不安心である、我は字書を片手に恐るゝ進行した、遂に此二人の小兒の上に終始した怪しき運命と悲劇とを殆ど呼吸を呑んで読み了つた、最後に下だした其記者の論評と訓戒とを讀んだ時は、我は宛然巖石<sup>いは</sup>、飛沫<sup>しぶき</sup>に冰れる激流を乗り廻はして、僅に風青く春暖かき大海に出でたる舟子の情を想つて、思はず満身の吸<sup>いき</sup>息を虹の如く吹いたのである、然う、其時我は大安心に加へて、新しき大希望を見たのであつた、

即ち記者は斯う書いていた、

『何故に大王チャールスは倒れて、賤しきクロムウェルは大統督に上<sup>のぼ</sup>つたか、チャールスの倒れたのは是れである、彼は成長なつても、矢張幼少かつた時の如くに、「人は總て我兄弟だ」との感情を馬鹿にして居た、彼は臣民と云ふものは、自分の支配する為めに製造されたものと思つて居た、

クロムウェルの起つたのは是れである、彼は第一に同胞の権利自由と云ふことを念掛けて戦つた、其れや彼にも過失は多かつたけれど』

私は一心之を読んだ、読み返へした、暗記した、晩飯なんぞは食いたくない、明日の課業の準備など如何でも可い、室が狭くて仕様が無い、天井が低くて頭が支へきうだ、フイと飛び出して、石垣に駆け上つて、あの櫻の大樹の根方に腰打ち掛け、空行く月に我が大覺悟、大安心、大希望を嘯いた、月も何か言ふようであった、忽ち其のがクロムウェルの顔に見へて來た——あゝ彼千古の英傑も曾て我が如く、此月と語つたであらう、——我は実に此月を媒介としてクロムウェルの影にあこがれたのである。」<sup>(13)</sup>

ここに長い引用をあえてしたのは、小説という限界があるとはいへ、執筆年代も『懺悔』よりも先のこの個所に、尚江のクロムウェルとの遭遇の原型が語られていると考えられるからである。そして筆者の推定が許されるならば、かれとクロムウェルの媒介の役を演じたのは、「万国史」の教科書ではない。ここに引用されているクロムウェルの少年時代の挿話は、若干語句の相異があるとはいへ、ホーリーの『伝記物語』(N. Hawthorne, *Biographical Stories*, 1842) にあるものである。「我心は寝ても醒めても一謎語に注中せられて居る『革命!』——我眼は夢にも現つにも一偉人に恍惚として居るのである『クロムウェル』」<sup>(14)</sup> という、尚江の革命認識を生んだのは、おそらくはリーダーとして使用されたこの書である。<sup>(15)</sup>

尚江の思想形成にとって、また後のわが国における社会主義史にとっても、このクロムウェルとかれとの遭遇は、決定的な重要性をもつてゐる。それは、これによつてかれがもともと徹底した天皇制否定論者となり、しかものちの日露戦争において展開されることになる、かれの戦争観・平和観が、このような強烈な反国体意識を根底にもつていた点において、他の論者とは決定的な差異があつたからである。<sup>(16)</sup>

しかしながら、われわれはこの尚江とクロムウェルの遭遇については、イギリス革命観の深化という視点からとらえるとき、二つの点を指摘しておくことが必要であろう。第一は、後日のかれの思想と行動を支配したのは、必ずしもこの若き日の感激を直線的に継承したものではなく、そこに一種の挫折体験があつたという事実である。クロムウェルを知つたかれは、『懺悔』の中でその後の思想形成をふり返つてつぎのように述べている。「予は『法律を学ばう』と決心した、あゝ可愛らしき我心であつたことよ、今の国事犯者が法律で審判さばかれて居るよう

に、クロムウェルも法律を以て国王を審判いたものと思つたのである。予は彼が国王を裁判した其の法律を知りたいものと思つたのである。」<sup>(17)</sup> この翌年十八才で上京したかれが選んだのは、新設の英吉利法律学校であったが、さらにイギリス憲法の講義を求めて、東京専門学校に転校

するほどの熱の入れかたであった。その結果かれのえたものは何であったか。<sup>(18)</sup>

「先輩中には親切にも予のために英國法律を学ぶの不利益を説いて呉れた人が、少なからずあつた、皆な曰く『日本の法律は皆な佛蘭西のを模範として居る、既に刑法が然うである、編纂中なる民法も然うである、去れば英法を学ぶよりも佛法を学ぶ方が可いでは無いか』と、予は其の厚意を感謝したものゝ、少しある耳を傾ける必要を感じなかつた、『王を審判く法律を知りたい』為めの法律修業では無いか、予の第一の望と樂は英國王を審判いたクロムウエルの法律を知ることであった、

ああ可憐なる青年の熱心よ、

何事ぞ、予は忽ち自ら滑稽劇の主人公に成り果てたことを発見した、予が学び得たる所に依れば『王は惡を為すこと能はず』の一句が、實に英國憲法と云へる一大組織の要石<sup>(19)</sup>である、一切の權力は国王の一諾を経ざる限り其効力を生じない、法律は国王を審判くものではない、世に国王を審判くの法律てふものは存在しないのだ、

この挫折体験の告白が明らかにしているように、尚江のイギリス革命觀は、クロムウエルによる国王処刑という事實の重みに圧倒された、ある種の虚像の上に築かれたものであつたといえよう。そこでは、ホイッジ史觀の強調した名誉革命における議会主權と国王大權の融和というイギリス国家の基本構造の認識がなかつたために、かれは挫折を余儀なくされたのであつた。このことと並んで、かれのイギリス革命觀には、未だ「ピューリタン」革命たることの認識がなく、クロムウエルを「ピューリタンの戦士」としてとらえる視角が全然ないことも、注目しなければならない。この挫折体験のうちに、後でみるような信仰体験が加わつて「第三の恩人」たるパウロを知ったとき、尚江のイギリス革命觀は別の方に向に深められることになるであろう。

以上で明らかなように、この時期の尚江にはイギリス革命の全体像についての認識は不充分であり、国王処刑のみが強調されたものであつた。それでは、この時期に、イギリス革命の具体的な姿は、一般にどの程度知られていたのであらうか。前段階の加藤・福沢のそれと比較すると、どのように深化していたのであらうか。そのことを伺うに足る絶好の資料が存在する。それは自由民權運動の高揚期であつた一八八〇（明治十三）年に、のちに東京帝国大学総長になつた、外山正一によつて書かれた『民權弁惑』<sup>(20)</sup>の一節である。

外山のイギリス革命に関する説明は、「英佛米等、諸国ガ今日ノ如キ自由國トナリタル顛末ノ概略ヲ説」く個所に出てくる。アングロ・サクソン時代における自由から説きおこしたかれは「悪虐無道」の王ジョンに対する諸侯の抵抗の結果、「マグナ・カータ」を「收得シタル始

「末」とその内容を述べ、「是レ真ニ今日英國人民が占有スル所ノ自由政體ノ基本ト言フベキモノナリ」と唱え、ついで「チュードル」絶対王政からスチュアート朝へと叙述を進めている。その場合、中心におかれているのは、「世人ノ認メテ壓制家ノ隊長トスル所ノチャーチス第一世」の專制支配であつて、「權利請願」の提出にいたる過程とその内容をあげ、さうに議会解散後の「惡虐殆ド到ラザル所ナ」き状態が詳述される。さらに圧政の道具としての常備軍設置の財源として課せられた船舶税が、「彼ノ有名ナジョン・ハムブデン」の法廷闘争という抵抗をひきおこし、またスコットランドの反乱によって議会の召集を余儀なくされた次第に及び、短期議会の失敗ののち長期議会の召集へと叙述は進められ、イギリス革命がここに登場する。やや長くなるが、当時における知識と把握方法を知るために、引用することにしよう。

「……絶體絶命斯ニ復ビ議院ヲ招集スルニ至レリ。是レ即チ彼ノ有名ナ『ロング、パーレメント』ナリ。カクテ英國人ハ再三王ノ為メニ偽カラタルニ因リ甚ダ憤怨ニ堪ヘズ、且ツ積年ノ壓検ニ因テ到底王權ハ嚴重ニ制限スベカラズ、壓制ノ道具トナルベキモノハ悉ク滅絶セズバアルベカラザルヲ詳悉セルガ故ニ、千六百四十年十一月再ビ議院ノ集会ニ當リテ先ヅ手初メニ議院ハ必ズ三年毎ニ招集セズバアルベカラザルヲ定メ、次ニ『スター・チエインバー』『ハイ・コムミツション』『カウンシル・オブ・ヨーク』等ノ如キ壓制裁判所ヲ廢止シ、次ニ王ヲ助ケ人民ヲ壓制セル輩ヲ輕キハ禁獄シ重キハ死刑ニ処セリ。尋デ翌年十一月ニ至リ議院ハ国王ガ即位以来ノ壓制ヲ數ヘ、且ツ王ノ言行ノ少シモ人民ニ信ナキノ理由ヲ掲ゲタル奏文ヲ作り、之ヲ王ニ上進スルニ議決セリ。是ノ時ニ方テ王ハ既ニ数年ノ詐偽壓制ヲ以テ飽クマデ人心ヲ激勵シタル「ナレバ頗ル戒心スベキ該ナルニ少シモ改心スルノ色ナク、議院ノコノ所置ヲ見テ却テ益々激怒シ、不敵ニモ議員ノ領袖タルモノ數名ヲ拘引センガ為メニ一日親ラ兵隊ヲ將ヰテ議院ニ至レリ。然ルニ議員等ハ王ニ是ノ如キ暴行アランヲ前知シケルガ故ニ早クモ逃佚シテ其禍ヲ免レタリキ。然レドモロンドンノ市民ハ此ノ事件ヲ聞キテ一時ニ蜂起シ真ニ王ヲ虐ニセントスルノ勢ヲナシケレバ、流石ニ無法ノ暴王モ大イニ驚キ遂ニロンドンヲ出奔シテ遠ク逃走スルニ至レリ。夫レ英國ニ於テ其人民ガ自由ヲ尊重シ民權ヲ保護スルニ熱心シテ、成丈ケ王權ハ制限シ王者ハ飽クマデ制肘セズバアルベカラザルヲ覺悟セルハ、未ダ曾テ此ノ時ヨリ甚シキモノアラザルナリ。サレバ尋テ國王ト人民トノ間ニ種々和熟ノ談判モアリタレドモ、其事遂ニ整ハズシテ戦争トナリチヤールスノ天命ココニ盡キ遂ニ人民ノ為メニ虜トセラレ、憐ムベシ過激党ニ叛逆人ノ名ヲ負ハセラレ遂ニ刑場ノ霜ト化セリ。嗚呼チャーチスヲ死刑ニ処シタルハ過激党モ逆名ヲ免レズト雖モ兎ニ角天下ヲシテ王權モ輿情ニハ敵スベカラザルヲ悟ラシメ、且ツ諸國ノ壓制家ヲ頗ル戰慄戒懼セシメテ間接ニ甚ダ民權ノ伸暢ヲ扶翼スルノ功德ヲ遺セルハ決シテ疑フベカラザルナリ。其後英國ニ於テ民權大イニ伸暢シ政體益鞏固トナリタルハ、即チ英民ガジエイムス第二世ヲ放逐シテウキルレム第三世ニ政權ヲ渡セルノ時ナリ。ジエイムス第二世ノ人トナリ頑冥遷ラズ、殊ニロウマ宗ノ迷執家ニシテ終身誓テ本来ノ国教ヲ覆ヘシロウマ宗ヲ盛大ニセンニ熱心シ、或ハ隨意ニロウマ宗人ニ宗教ノ自由ヲ許可スルノ令ヲ発シ、或ハ

國法ニ戾リテ之ニ官職ヲ授ケ或ハ新教人ヲ困辱シ、或ハ累世ノ『ハビヤス・コープス』法ヲ廢止セントシ、或ハ常備軍ヲ設制セントニ盡カシ或ハ専ラ自家ノ歳入ヲ増額セントヲ図リ、或ハ叛逆人ノ名ヲ付ケ著明ナル民権家ヲ拘因シ、或ハ意ニ叶ハザルノ裁判官ヲ貶黜シ、或ハ大학교ヲ変ジテロウマ宗教ノ學場トナス等、都テ民権ヲ廃却シ自由ヲ剝奪シ自由政體ニ背馳スルノ詐術至ラザル所ナカリシカバ、人心盡ク憤懣シ遂ニ英國挙テ和蘭ヨリウキルレムヲ招迎スルニ至リ、ジエイムスハ過ギシチャールス第一世ノ事共ヲ考へ大ニ周章狼狽シ、直チニ出奔シテ佛國ヘ渡レリ。是ニ於テ英國人民ハ是ゾ復タ得難キノ時ナレトテ、乃チウキルレムヲ以テ国王トナセリ。然ルニウキルレムハ人民ノ推挙ニ因テ国王トナリタル程ナレバ、政権ハ専ラ人民ニ帰シ自由主義彌行ハレ、ウキルレム在世中ニハ民権主義ニ叶ヒタルノ法制甚タ多ク中ニモ彼ノ『ビル・オブ・ライト』ノ如キハ民権家ノ最モ金玉視スル所ナリ。蓋シ此ノ奪約ニ掲ゲル所ノモノニハ、即チ議院ノ承諾ナクシテ国王妄リニ用金ヲ徵集シ自ラ使用スベカラザルヲ、大平ノ時ニ於テ議院ノ承諾ナキニ国王擅ニ常備軍ヲ設立シ又ハ國法ニ背戾シテ民家ニ兵隊ヲ屯寓セシムベカラザルヲ、過分ノ保釈金ヲ要シテ法律ノ力ヲ滅却スベカラザルヲ、議院ニ於テハ充分演説ノ自由アルベキヲ、議員ノ選挙ニ国王決シテ干渉スベカラザルヲ、不正ノ所為ヲ糺シ或ハ法律ヲ改正スル等ノ為メニ時々議院ヲ招集スベキ等、其外都テ自由ヲ保護シ民権主義ヲ拡張スルノ箇条少カラズ。サレバ此ノ『ビル・オブ・ライト』ハ英人ノ呼シデ実ニ第三『マグナ・カータ』ト為ス所ノモノナリ。此ノ外彼ノ國教外ノ新教人ニ宗教ノ自由ヲ授与スル等ノ令アリテ、ウキルレムノ在世中ニハ英國政體ノ牢固ニシテ自由主義ノ伸暢セル「ハ甚ダ小ナラザリシ」ナリ。

是ニ由テ之ヲ觀ルニ英國人民ガ自由ノ貴重スベキヲ知リ、君權ハ成文ケ之ヲ制限シ國王ハ嚴重ニ検束セズバアルベカラザルヲ悟リ、國王ニ土下座シ國王の履ヲ舐ルヲ以テ此ノ上モナキ榮譽ニ思フガ如キ卑屈心ヲ脱スル「ヲ得タルモノハ、實ニ名君賢王ノ位ニ居ルノ時ニアラズシテ反テ暴君位ニ在ルノ時不道ノ王ノ天下ヲ治ムルノ時ナリ。即チ英國人民ガ『マグナ・カータ』ヲ得タルハヘンリ一ニ二世ノ時ニアラズシテジョン・ラツクランドノ時ナリ。英國人民ガ第二『マグナ・カータ』ト称スル所ノモノヲ得タルハエリザベツスノ時ニアラズシテチャールス一世ノ時ナリ。英國人民ガ第三『マグナ・カータ』ト称スル所ノモノヲ得タルハクロムウエルノ愛國心ニ出デズシテジエイムス二世ノ暴政ニ出デタリ。サレバジョン・チャールス、ジエイムス等の如キ惡虐不道ノ君王ガ壓制ヲ専ラニシ苛税ヲ賦課シ無辜ヲ拘囚シ言論ノ自由ヲ剝奪スル等ノ「ヲ以テ英民ヲ苦メタルハ、即チ英國人民ヲシテ今日ノ如ク自由ヲ慕ヒ民権ヲ貴重シ君權ヲ制限シ國王ヲ束縛スルノ精神トナラシメタル媒介トモ言フベキナリ。<sup>(21)</sup>

まさしくここに展開されたイギリス革命観は、自由民権運動の高揚に適合的な、「惡虐不道ノ君王ガ壓制ヲ専ラニ」するのに対する「自由ヲ唱ヘ民権ヲ主張スル」議会という対立パターーンである。そこでは、第一「マグナ・カータ」に続くものとして、第二のそれたる「権利請願」、第三のそれたる「権利章典」が強調されており、長期議会開会当初の憲政改革が高く評価されている。いっぽうこうした力点のおきどころにもかかわらず、ピューリタン革命における内乱の取り扱いは、きわめて簡単であり、「彼ノ有名ナジョン・ハムブデン」は登場すれど

も、肝心のクロムウェルについての言及は、最後の個所を除いてはなされていない。そのうえ革命のイデオロギーはもっぱら「民権」の拡張に求められ、「ピューリタン」革命としての宗教的視角は、まったく見られないのである。以上の点からみて、この外山のイギリス革命観は、前節でみたホイッジ史観を、日本の現実に照合させながら、忠実になぞったものとふうことができる。この点からみてもクロムウェルと国王処刑に焦点を合わせた尚江のイギリス革命とのかかわりあいは、当時の段階においては異例に属するのである。

ところで、イギリスにおいては、マコーレーを代表とする、ステュアート朝の專制に対する議会派の自由を求める闘争というホイッジ史観を発展させたものとして、この闘争に際しての宗教的因素を強調した「ピューリタン史観」とよばるものが登場していた。<sup>(1)</sup>もひとともこの史観も、議会主権の整備という視角から名誉革命の歴史的意義を高く評価した上で、ステュアート朝の国教強制に対するピューリタンの闘争を高く評価するものであったから、その意味では、ホイッジ史観の亜流といいうことができる。この傾向の代表的著作がスコットランド生まれのユニークな文人トマス・カーライル(Thomas Carlyle)の『クロムウェルの書簡と演説』(Letters and Speeches of Oliver Cromwell, 3 vols., 1845)であった。かれはクロムウェルの書簡と演説に独特なコメントを加えて編集し、クロムウェルの生涯を軸としたピューリタン革命史を描き上げ、それによつて、神からつかわされたピューリタンの英雄クロムウェルに、情熱と共感をこめて照明を浴びせたのであった。家永三郎氏の研究によると、自由民権の最大のイデオロギーであった植木枝盛の思想形成に大きな影響を与えた坂本南海男の蔵書には、バッケルの『イギリス文明史』、ハラムの『イギリス憲政史』などと並んで、このカーライルのクロムウェル伝があつた、といわれる。<sup>(2)</sup>自由民権運動の挫折のあとをうけて、複雑な様相をはらみながら展開していく明治二十年代の政治・文化において、このカーライルの存在が、これまたとは異なつたイギリス革命観を構築させるひとつ要素となることであろう。

## 註

- (1) とりあえず研究成果の総括としては、下山三郎「自由民権運動」(岩波講座『日本歴史』16)、後藤靖「自由と民権の思想」(同上、参照)。
- (2) 井上清、前掲論文、六〇二頁。なお、本稿においては、自由民権期の各種の新聞・雑誌の論調に現われたイギリス革命像については、充分な調査が及

ばなかつた。他日を期したい。

(3) 抽稿「コモンウェルスについて」(『イギリス史研究』第二号) 参照。

(4) 嘉治隆一編校『兆民選集』(岩波文庫) 二〇頁。

(5) 兆民の共和政観について、井上清氏(「兆民と自由民権運動」——桑原武夫編『中江兆民の研究』)および山口光朔氏(「中江兆民の共和思想」——『明治社会思想の形成』)は、いずれも人民主権論にもとづく共和政治であったと主張しているが、この段階の兆民にそれを認めるのは無理である。筆者は藤井松一氏の解釈(「戦争観と平和観」——古田・作田・生松編『近代日本社会思想史』1、一九六八年、二五八頁、註(1)をとる。

(6) 『土陽新聞小歴史』(一八九〇年、鈴木安蔵編『自由民権運動史』)——井上、前掲論文、六〇五頁より引用。

(7) 時雨音羽編『日本歌謡集——明治・大正・昭和の流行歌』(一九六三年、年表(四〇三頁)による。

(8) 『明治文化全集』第五卷「自由民権編」(一九二七年版、一九六頁。作者小室届山(信介)については、小室信介編、林基校訂『東洋民権百家伝』(岩波文庫、一九五七年)に付せられた解説を参照。

(9) 『懺悔』(『木下尚江集』——『明治文学全集』45、筑摩書房版) 二七七頁。

(10) 飯田事件については、後藤靖「飯田事件」(明治史料研究連絡会編『自由民権運動』所収) 参照。なお裁判に関しては、同氏の「飯田事件裁判記録」(『立命館法学』第二二号)に詳しい。

(11) 藤田美実氏はその最新の木下尚江研究において、「それ(クロムウェルとの遭遇——引用者)がどういう教科書であつたというような考証には、私は全く興味がない」といわれる(『明治的人間像』一九六八年、二二頁)。本稿にとつては、まさにそのことが、イギリス革命観の深化を知るうえで重要なのである。

(12) 「十七、八年度に使つた教科書一覧表の記録を見たが、そのなかに、西村茂樹の、『万国史略』という本が、また、リーダーでは、ウイルソンとか、サーセントとかがありました。例のパーレーの『万国史』の名は見えません。」(座談会「故郷の尚江をめぐって」における、千原勝美氏の発言——『信濃教育』第八八七号、一九六〇年、「特集・木下尚江」、一二七頁)。なお同誌には桐原義司氏の「尚江・クロムウェル」があり、多くの示唆をうけた。

(13) 『小説良人の自白』(『明治文学全集』45) 三七七八頁。

(14) 同右、三六頁。

(15) この意味で、(12)の註にあげた座談会における「『良人の自白』に出てくる話からすれば、リーダーにでもありそうな気がする」という桐原義司氏の発

言は正しいと思われる。

- (16) 藤井松一、前掲論文、二六八、二七四～五頁。
  - (17) 『懺悔』(前掲書)、二七七～八頁。
  - (18) 山極圭司「木下尚江論」(『明治文学全集』45、三七一頁)。
  - (19) 『懺悔』(前掲書)、二八〇～一頁。
  - (20) 外山のこの書の執筆意図は、「朝野いすれにも偏せず、民権に關する官民双方の誤解を正し、学者的立場から民権の意義を論ず」ることにあつた。明治史料研究連絡会編『民権論からナショナリズムへ』年表、二九五頁参照。
  - (21) 外山正一『民権弁惑』(『明治文化全集』第五巻「自由民権編」、一九二七年版)、二一九～二二二頁。
  - (22) 家永三郎『植木枝盛研究』、四四五～六頁。
- (三)
- 一八八七(明治二十)年民友社をおこして、機関紙『国民之友』を創刊し、新世代のオピニオン・リーダーとして華々しく論壇に登場した徳富蘇峰において、イギリス革命はどう把握されていたであろうか。<sup>[1]</sup>
- 蘇峰には、本格的なイギリス革命論はない。だがかれの現状把握とそこから生まれた立論の背後には、かなり明瞭なイギリスのイメージが存在した。それは、かれの思想形成の糧となつたものが、アダム・スマスからコブデン、ブライトにいたるイギリス自由主義経済学と、スペンサーの社会進化論であつたことからも当然のことであつた。かれの「本格的な第一論文」であつた『明治二十三年後の政治家の資格を論ず』において、かれが新しい政治家の理想像として提出したのは、「左手にミルトンの書をにぎり、右手にハンナデンの剣をひっさげた」「改革政治家」であった。ここでピューリタン革命が、クロムウェルではなく、ミルトンとハンナデンによって代表されていること、そしてさらにはこの理想像をのちに具現化した人物として、穀物法廃止のジョン・ブライトが挙げられていたことを注目しておかねばならない。

だが、蘇峰のイギリス觀を知るうえで、もっとも重要な材料は、やはりかの有名な「田舎紳士」論であろう。周知のとおり、それは『国民之友』の第十五号から第十八号にかけて連載された『隱密なる政治上の変遷』の第二部として、第十六号（明治二十一年二月十七日）に発表されたものである。「田舎紳士」とは何か。蘇峰の発言に聞こう。

「他人よりも未だ有力なりと認められず、自家に於ても未だ有力と認めずして、其勢力の漸々と政治上に膨脹し来るものは、それ唯た田舎紳士なる哉、田舎紳士とは何ぞ、英國にて所謂る『コンツリー、ゼンツルメン』にして、即ち地方に土着したる紳士なり、彼等は多少の土地を有し、土地を有するか故に、土地を耕作するの農夫、農夫によりて成り立つたる、村落に於ては、最も大切な位地を有せり、生活に餘裕あるに非ざれども、亦不足なるにも非ず、貴族程に尊大ならざれども、亦た水呑百姓の如く憮然にも非ず、大なる楽しみなきも、亦た大なる憂ひなく、大なる榮へなきも、亦た大なる辱しめなく、村民よりは愛せられ、親まれ、敬せられ、彼等は村内の總理大臣とも云ふ可く、總ての出来事皆彼等の指揮によりて決し、彼等の前庭は村内の公園とも云ふ可く、花晨月夕村内の児女皆な來り遊び、彼等の勝手の坐敷は村内の俱楽部とも云ふ可く、春祝秋祭、村内の父老皆な來り会す、家を開むの薔薇たる喬木は恰も村社の神樹の如く、村民の崇拜心は自然に鼓舞せられぬ、此の如く土地の上より、門地の上より、習慣の上より、云ふに云はれぬ一種の勢力を其地方に有するものは、是れ則ち田舎紳士なり、」<sup>(2)</sup>

このように「田舎紳士」を説明した蘇峰は、かれらの勢力の増大した理由を問い合わせ、それをかれらの士族と工商の中間的位置に求め、治者意識と被治者意識の両面をもつかれらこそ新時代の良識を代表するものと考えたのであった。「天下国家の事を思うて一身一家を忘るるに至たらず、一身一家の事を思うて天下国家を忘るるに至らさる、新日本の新人民なるものは、乃ち之を我が田舎紳士に求めさるを得す」<sup>(3)</sup>と。

この「田舎紳士」論を貫く価値意識が、政治相対主義・地方優先主義・反形式主義であり、そうした価値意識の展開の背後には、かれらもその一員に属した、権力に対決しつつ上昇の可能性を示していた豪農層の存在があつたことは、あらためて指摘するまでもない。そしてここに描かれた「田舎紳士」が、現実にはいかなる意味をもち、またそれが「いかに歴史的には『幻像』にすぎなかつたか」は、すでに先人の貴重な研究がある。<sup>(4)</sup>ここで注目すべきは、やはりこの「田舎紳士」論が、イギリス史における「ジェントリ」論の明治十五年以降の日本に対する適用であつたという事実である。治者と被治者をかね備えた名望家としてのかれらこそは、のちにM・ウェーバーが「ジェントリ出身の治安判事によるイギリスにおける名望家行政」として類型化したものに他ならず、また「田舎紳士の多数に於ては、漸々と御大名然たる

境遇を一変して、経営起業の民となるに相違ある可からず、例せば既に桑を植ゆれば、蚕を飼はざる可からず、既に蚕を飼へば、糸を製せざる可からず、既に糸を製すれば、之を売却せざる可からず、勢ひ茲に至らば、彼れ等の農夫の魁たる資格を拡げて、製造貿易的の資格に進まざる可からず、則ち彼等の佛「蘭西」引用者」の如き百姓根性のみに非ずして、蛇の如く、鋭き商売根性を養はざる可からず、勢ひ斯くの如くなれば、最も鋭敏にして、最も活発なる一國の中等社会を組織する重なる要素となるものは、彼等に非ずして又誰かある<sup>(6)</sup>と、「田舎紳士」に農村ブルジョアジーの成長を期待するとき、そこにはのちにR・H・トーニーによって定式化される、『ジェントリの勃興』<sup>(7)</sup>の原型的把握をみいだすことができるであろう。そしてさらに、地方の利害に立脚した中央政治への発言権の確保という要求こそは、いわばイギリス議会史の全軌跡といえるものであつて、すでに定着していた「立憲政治の母国」としてのイギリス議会政治の基礎構造をなすものであつた。<sup>(8)</sup> たしかにここには、直接、イギリス革命の歴史的意義についての言及はみられないけれども、蘇峰の「田舎紳士」を担い手とする平民政義の主張は、ジェントリを担い手とするイギリス史の発展過程論のわが国への適用に他ならなかつたのである。ここから、前段階にはみられなかつた、新しいイギリス革命把握が生まれて来ることになるであろう。先どりしていうならば、蘇峰の「田舎紳士」を担い手とし、カーライルを通して伝えられた「ピューリタン」革命としての把握がそれである。

この課題を果たす仕事は、「田舎紳士」論のわずか二年後に世に出た。民友社の社友として、のちに山路愛山とならんで民間史学の代表者たる地位をかちとった、竹越与三郎の『格朗空』（クロムウェル、一八九〇〔明治二十三〕年）がそれである。<sup>(10)</sup> 蘇峰はこの書に序文を寄せ、「吾人は偏へに斯書に依りて、剛健、真率、敬虔、熱心の眞男兒が、我新日本の社会に紹介されたるを賀す」と述べ、さらに「英國現今の自由制度の如きは、實に斯の如き危機を経過して漸くにして之を得たり、彼等は實に自由制度の為に高価なる償金を拂ひたり、顧みて我邦の今日を觀れば、堯天舜日、赫々として天地に盈ち、瑞氣祥雲靄々として乾坤に溢る、大憲一たび下り、万民其慶に頼り、帝國議会も国民歡呼の聲中に開設せられんとす、吾人豈に皇天に向て其祝福を謝せざるを得んや、斯書を読む者、宜しく吾人国民が最大幸福の時に成長したるを感銘すべき也」<sup>(11)</sup>と結んでいる。まさに蘇峰にとって、クロムウェルとその革命の紹介は、その時論的な要請にかなつたものであつた。

それでは、竹越のこの書は、イギリス革命認識の深化という課題にどのようにこたえているであろうか。全面的な評価を先にいえば、この

クロムウエル伝は、今から八十年ほど前の著作とは思えぬほど、当時のイギリス革命研究の成果を正確に反映し、また革命の力学的把握にも秀でており、さすがに翌年刊行の『新日本史』（上、一八九一〔明治二十四〕年）、『二千五百年史』（一八九六〔明治二十九〕年）の著者の、歴史感覚の鋭さを如実に示している。そこで、前述のような視点に立ちながら、この書の特徴を紹介していくことにしよう。

竹越のクロムウエル把握の基本的な立場は、前述のように、「田舎紳士」プラス「ピューリタニズム」にある。

「当時英國に於ては地方紳士なる一階級あり、彼等は未だ罪悪を犯すほどの暴富にもあらず、去りとて未だ罪悪を犯すほどの貧乏にも陥らず、純然たる一の中等社会にして、勉むれば以て上等社会に上の望あり、失墜すれば直ちに下等社会に墮つるの憂あるが故に、其の勤勉も、道徳も、自由を望むの心も、<sup>(13)</sup> 当時の社会に冠たるものなりしが、清教徒は實に其根を此階級に結びつけたりき」（傍点、引用者）

という把握がそれである。そこでかれは、イギリス宗教改革から説きおこし、「清教徒化して一大民間党となる」<sup>(14)</sup> 次第を説明し、「清教徒の根拠」であったハンチングトンに育ったクロムウエルが、「農夫聖僧」から「聖僧武人」に成長していく次第を、革命情勢の形成とからませて叙述していく。たとえば、かれの議員としての中央政界への初登場は、つぎのように説明されている。

「……彼が鋤鋏を擲つて国会に入りしものは、単に宗教上の壓抑を除き去らんと欲するに外ならざりしが故のみ、人或は彼を評して僧侶臭しと云ふ、然り彼れは其の感念の宗教的なるのみならず、其の容貌を見るに、武人の決心と農夫の俗らしき所と、宗教家の熱心とを兼ね具へたりき、然れども此の僧侶くさき沈鬱、執着、猛烈なる人物の外、誰か最も能く、当時の改革家たるに適せるものあらんや、彼が主として宗教の問題を論ずるもの、一は其の深く宗教的感情あり、上帝を信ずるの深さによると雖、彼れ私かに思らく、方今天下動乱して、生民一日の安を得ざるもの實に政府王朝が一宗一派と相結びて之を機關とし、之に反するものを迫害窘逐するによらずんばあらず、去れば今日焦眉の急務は先づ宗教上の大問題を解釈し、政府をして他の信仰を重んぜしめ、良心自由の大義を明にし、天下の各宗各派をして各々平等なる待遇を受けしむるにあり、宗教一たび寛裕せらるるにあらば、動乱の根本此に枯れんとす、是れ實に彼が滿腔の熱心を揮つて宗教問題に注ぎ来れる所依なり」<sup>(15)</sup>

このように、前段階のイギリス革命把握とは異なり、革命の原因としての宗教的動機が強く前面に押しだされている。そして「ピューリタンの戦士」クロムウエルを象徴する発言、書簡などが、的確に引用されている。それならば、竹越のピューリタニズム把握にはどのような特色が認められるであろうか。

まず第一に挙げねばならないのは、ピューリタニズムの社会的基盤についての関心である。それはさきに引用したジェントリとピューリタニズムの結びつきの指摘にも伺われるところであるが、内乱勃発直後の両陣営の構成については、つぎのように説明されている。

「王軍に属するものは、大貴族、地方の小紳士、富みたる市民の一部、西部の都会の市民、農民等にして、国会軍に属するものは、勇敢なる小数貴族、地方の大紳士の一部、小紳士の多数、英國中最も富みたる地方の市民、東部の各州、ロンドンの市民等なり。之を要するに、貴族、小作人、国教、大学、其他教育あり、流行を追ひ、快樂を求むる人々は王党に属し、小地主、商家、貿易家、道徳家の一流は国会軍に属せり、最も著しきは東部諸州が轍頭轍尾、国会軍に属して、敢て更らざりしことは是なり」<sup>(16)</sup>

とされ、さらに東方同盟（東部諸州連合）の形成については、「農業、商工の著しく發達して、独立心ある地方」<sup>(17)</sup>とされているのがそれである。

つぎに注目すべきは、一貫してピューリタニズムはアングロ・サクソンに土着のものとして把握され、革命と反革命、クロムウェルとチャーチルズ一世の対立が、いわば土着と外来の対立と、とらえられていることである。<sup>(18)</sup>

「此嚴肅陰鬱なる清教徒のチウトン人種に於けるなほ彼の意氣豪快なる勲爵士のラテン人種に於けるが如く、国民性情の熟化せるものなり、一世の花粹なり」

「チャーレスは……英人を治めるの術をこそ失したれ、彼れ南方ラテン人の政治家としては、最も完全なる資格を有せり、……多智多算軽巧柔佞、能く自家の目的を隠藏して他を欺き、他の目的を打破するを勉むる以太利政治家の風を具へたり」<sup>(19)</sup>

と。

このようにピューリタンとしてのクロムウェルの成長を基軸にして、ピューリタン革命の展開過程をたどる竹越は、革命陣営に組織原理として働いたピューリタニズムを強調する視点に到達している。そしてここからは、革命陣営内部における指導と同盟の関係についての認識も生まれている。たとえば、開戦冒頭のエッジヒルにおける議会軍の苦戦から、戦力としての両軍の社会的構成の差異に気づいたクロムウェルの発言を引用して、つぎのように続いている。

「實に彼は此一戦に於て、敵と味方の弱点を見ぬき其の戦ふも苦むも、皆上帝の榮光を顯はさんが為めなりと信じ其の一言一行皆な良心に責あるの兵卒に

あらずんば、共に改革の大業を為す能はざるを看破し、大に力を用ひて同志を糾合し、之を調練し、之を節制して、以て全躰の軍隊を改造するに至りし  
り、此に於てか号令厳明、規律整々相犯さず、相凌かず、其の止るや山の如く、其の動くや疾風の如く、其の戦ふや猛虎の暴るが如く、其の上帝を恐るる  
小羊の従順なるが如く、ルウペルト親王が評して鉄騎となせるもの初めて此に生<sup>(20)</sup>ず。」

さきにあげた「指導と同盟の関係についての認識」は、かかる「敬神愛民の人より成りたる自家の軍隊」の拡大過程を通して深められ、さ  
らに独立派と長老派の対立（クロムウェルとマンチエスター伯の確執）という局面において、宗教革命から社会革命の認識に到達するのであ  
る。

「クロムウェルは初めより清教徒中の清教徒とも云ふべき独立派<sup>(イングリッシュ・イングリッシュ)</sup>の首領たり、マンチエスターは長老派<sup>(イングリッシュ・イングリッシュ)</sup>の首領たり、クロムウェルは飽まで王と戦つて  
之れを服せしめんとする決心あり、マンチエスターは成るべく和を講ぜんこと望み其の結果とし王軍を破碎すべき時にも之れを放つことあり、クロ  
ムウェル飽までも改革を断行せんとする農夫小民を率ひ、マンチエスターは大貴族を代表して、今回の内乱を以て餘りに深入り過ぎたりと信ぜり、クロムウ  
エルは新教徒にして、此革命の為めに戦はんとするものは何人たりとも廣く之を包容し、其の貴族たると小民たるを問はず、マンチエスターは、成るべく家  
柄よき長老派の信徒を撰ばんとし、轍頭轍尾相一致するの点を見ず、……

且つソレ如何なる内乱も其の結果として社会階級的の憎悪を衝動せざるものは甚だ少なし、此革命も政治宗教的の革命なりしと雖も、歸する所、王家と貴  
族と相一致するに至り、政治宗教の革命は、遂にまた之を社会的の革命に訴へざるべからざるに至りし<sup>(21)</sup>」

それでは、つぎにここに描きだされた「ピューリタンの英雄」クロムウェルは、革命の指導者としては、どのような評価をうけているであ  
ろうか。主としてカーライルに依拠して筆を進めていることから当然ではあるが、プライド・ページ、長期議会の武力解散などの議会に対す  
る暴力行使も、「政治的必要の意味を解し」た行為として、積極的に肯定されており、また王位篡奪者という非難に対しても、かれにその意  
図がなかつたことをあげて、弁明につとめている。<sup>(22)</sup>ただドロイエダの虐殺までも是認したカーライルと違うひとつの点は、「彼がアイルランド  
の征戦は実に其の一生を汚がすの一大黒点なり」<sup>(23)</sup>として、その残酷さを非難していることである。しかしながら、総じてクロムウェルに対す  
る評価は、「急進的革命家」としてのそれではなく、むしろその保守性が強調されており、また独裁者としてのかれの業績も、むしろ「破壊  
家より建設家となる」機会をとらえるのに敏な「能く変するを知る」性格からおさえられている点が、興味をよぶであろう。少し引用してみ

よう。

「彼は或る意味より云へば、一種の保守的革命家なり、近世獨のビスマーク、伊のカヴァール、ホンガリのデーク等と同一形體の人にして、黨派を用ゆれども、凡ての黨派の上に超然とし、新制度を望めども、舊制度をも守り、敵を攻れども、敵の長所を取んとし、其の位置は殆んど同時に四方八方の物を抓むが如くなりき。」<sup>(25)</sup>

「凡そ世の所謂る革命家なるもの、其の大業赫々たるもの吾人之を知れり、然れども彼等の多くは破壊の波を作つて之を制する能はず、自ら其の大波中に捲きこまれたり、世の所謂る守成家なるもの其の鞠究盡力の苦心、吾人之を知れり、然れども彼等の多くは、又舊法舊習を偶然として、凡べての善事を其の犠牲として之を捧げたり、クロムウェルの如く初めに方つては自ら革命の波濤を煽揚し、猛火を放ち、而して時来るや、自ら其の大波の衝に方り、猛火の前に立ちて之を止めるの大業を奏したるものは、未だ曾て多からざるなり。」<sup>(26)</sup>

このようにクロムウェルの人物を、この書の冒頭に書かれた、まさにカーライル的な「英雄崇拜」的な立場から描写した竹越も、かれの統治が不評判であり、かつ永続しなかった事実に眼をつぶることはできなかつた。ピューリタン革命が王政復古に終つた秘密をとく鍵を、竹越はどこに求めたであろうか。クロムウェルに対する非難は、かれが議会政治の指導者としては不適格であつた点から生まれた、と竹越はみる。〔英人は數百年來議院によりて治められたり、政治家の成功秘訣は、巧みに議院を御するにありし、クロムウェルが議院制御の術に巧みなうざうしまるの、實に彼的一大欠点にして殆んど英人の習慣を敵とせるもの如くなりき。〕<sup>(27)</sup>

最後の問題として、クロムウェルの遺産はどう評価されているか、換言すればピューリタン革命の歴史的意義がどのように把握されているか、という、もっとも重要なポイントに視点をむけねばならない。

若き尚江に衝撃を与えた国王処刑についての竹越の評価は、「自由制度の為に高価なる償金を払ひたり」とする蘇峰の序文と軌を一にしている。

「クロムウェルが彼〔チャールズ一世〕を殺したるは自家の得失に於ては失策なり、之によりて民心を失し、之によりて生ぬるき黨与を失し、之によりて敵党に誹謗の種子を与たり、然れども史家が曾て論じたるが如く、爾來二百五十年、歐州の政論此に一変し、帝王神權の狂論比に倒れて、政、政府より出で、責任内閣の実挙り、人民の声、政府の方針となるもの、未だ曾て清教徒の此一舉に因らずんばあらざるなり。」<sup>(28)</sup>

このような政治構造の転換点としての把握とならんで、ユニークな解釈として注目すべきは、クロムウェルの「護国官」政権を、アメリカ・

デモクラシーの起源とみなし、いわば革命の遺産のアメリカへの継承を主張している点である。

「彼〔クロムウェル〕の行くや此政體もまた共に逝けり、然れども彼が当時の位置は、實に米国共和の初年に於けるワシントン、ゼファーソン、ハミルトンの如く、一方には行政の權を鞏固にして、一方には代議の制を固くし、之を一の大法律の下に結び付けんとするものにして、彼れ憲法学者にあらず、理論家にあらずと雖も、實に今日米国に行はるる共和的統領政治を實行せんと欲したるなり、彼れの行くと共に其の政治は倒れたりと雖も、百年の後彼の理想は正しく普通選挙の基礎の上に米国に實行せられたり」<sup>(29)</sup>

政治面における革命の遺産をかかる角度から把握した竹越が、むしろ無条件でクロムウェルの政策に対する肯定的な評価を与えたのは、その外交政策であった。

「チャールスの死して共和政府の建てらるるに方つてや、歐洲列国に対する英國の信用は地に落ちて、歴史ありてより以来例なき輕侮を受たり、此に於てかクロムウェルは其の外交政策の第一着として、先づアイルランドの舊教徒を打ち倒して、佛蘭西人をして煽動の望を絶たしめ、スコットランドを平定して、其の秩序を回復し、其の人權を尊とびて、佛國との連合の道を杜絶し、更に歐洲列国に向つては、新教同盟を作り、英國をして其盟主たらしめんとし、間断なく猶予なく、此外交政策を適用し、歐洲に於ては荷蘭西部に於ては西班牙の貿易専売權を打破し、英國をして歐洲に於ける第一の強国たらしむるのみならず、異日海上主たるの地を為さしめたり」<sup>(30)</sup>

大英植民帝国の建設の原点をクロムウェルの外交政策に認めるのは、ホイッジ史觀のひとつ的重要な主張点である。しかしホイッジ史觀の基本は、前述のように、名譽革命体制の神聖化にある。クロムウェルの生涯を、もっぱら「ピューリタンの英雄」として描いてきた竹越は、クロムウェルの死後の王政復古から名譽革命に至るジクザクした歩みを、いわばピューリタニズムの体制内への浸透をもって連結させようとする。本書の結びを引用しよう。

「クロムウェル死して後ち八年にして、清教徒の史詩ミルトンの失樂園<sup>エピック</sup>見はる、實に聖徒が天国を失墮したるが如く、清教徒は其の首領の死と共に、其の政權を失したり、然れども彼等は其の劍によりて天国を建るの業に於て失敗せりと雖も、人心の奥城に於て正義の王国を建てるの業に於ては成功せり、王政復古して宮人跋扈し、懷疑、輕薄、腐敗、陰毒の風吹き來て人を悩ますごとに、国民常に清教徒の高風清節を追憶せんばあらず、敵国の砲聲テームス河口に聞ゆるごとに、国民常にクロムウェルの世を回想せんばあらず、斯くの如くして、其の流風遺俗は静かに然れども確かに、英國の社交、文学、政治の上に偉大なる感化を生じたり、若し大革命の後、英國の社会に公明、正大、真摯、忠厚の量を増加せしことあらば、そは皆な清教徒の賜にあらざるはなし、」

……彼れ已に死す、而して彼の給物として王制は王党に遺され、而して信仰の自由は凡べての宗派の上に遺さる。史家之を評して皇天なほ十六七年の歲月をクロムウェルに仮して、ヨレンジ公ウヰルリヤムと相見るの時あらしめば、必しも第二の革命を生せず、必しも放縱浮華なるチヤールス第二世の時代を生せず、必しも第二の宗派の争を生ぜず、最と静平に、安然に、歐洲近世の大歴史を拓きしならんと以ふもの、決して空言にあらず」<sup>(31)</sup>

以上で竹越のクロムウェルとピューリタン革命の把握についての紹介は終るが、はじめに書いたように、竹越の革命把握の立脚点は、蘇峰の「田舎紳士」論に、カーライルによる「ピューリタン」史観をミックスさせることであった。ところでこの書の翌々年に刊行された『新日本史』の中巻に付けられた題言のなかで、かれは理想的な史書の備えるべき五つの規準をあげている。すなわち「第一 人物、第二 人物の心理的解剖、第三 国民特有の氣質、第四 時代歴史は猶ほ地層の如し、第五 史家は謹厳なる法官のみならず、英靈、高崇の心胸ある詩人ならざるべからず」というのがそれである。<sup>(32)</sup> かくて、クロムウェルという「人物」を対象に選び、かれの「心理」に対して「ピューリタン」として「解剖」を加え、しかもピューリタニズムを「国民特有の氣質」として土着のものとみなし、革命を「地層」の大爆発として作用を有すると考え、英雄に対しても共感を禁じえない「詩人」としての立場をも保持している、この書『格朗空』は、まさしく竹越自身にとつても、理想の史書たらんとする意図をもつて叙述されたものであるといふことができよう。

さて、竹越の『格朗空』をもつて、この段階におけるイギリス革命史の最高の達成と認めるならば、かれをしてそれを可能ならしめた客体的と主体的の兩条件が問われねばならない。換言すれば、「田舎紳士」論にピューリタニズムの接木を可能ならしめた条件である。自由民権の社会的地盤とキリスト教のそれとが共通性をもつていたことは、これまでしばしば指摘されたところであるし、また他ならぬ蘇峰の思想的な出発点が熊本バンドの成立「一八七六〔明治九〕年」にあつたこともよく知られている。したがつて民友社のメムバーにキリスト教信者の多かつたことはたやすく推測できるであろうし、事実、竹越とならんで民友社からでて民間史学・史論史学の代表者と目されるようになる山路愛山の場合には、青年時代にキリスト教信者となつたことが判明している。<sup>(34)</sup> ところが、竹越にはこの間の事情を裏づける材料が見当らない。ピューリタン史観を採用した竹越の主体的条件が明らかにされれば、本書に対するいっそう内在的な評価が可能となるであろう。<sup>(35)</sup>

- (1) 徳富蘇峰に關しては、色川大吉氏のすぐれた研究によゐる所が多い。同氏の「徳富蘇峰論」(『歴史評論』九四、九六、九七等)、「明治二十年代の文  
化」(『岩波講座日本歴史』近代4)を参照。
- (2) 『国民之友』第二卷、八七頁。
- (3) 同右、八七～八八頁。
- (4) 色川大吉、前掲論文、および鹿野政直「田舎紳士」たるの理論——平民主義における新しい価値意識の展開」(『歴史学研究』11四九号)。
- (5) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Kapitel IX. *Soziologie der Herrschaft*, S. 624f. (註良昇志郎訳『支配の社会学』一、11K11頁以  
下)。
- (6) 『国民之友』第11卷、111六～七頁。
- (7) R. H. Tawney, "The Rise of the Gentry, 1558-1640" (*The Economic History Review*, vol. XI, No. 1, 1941) (黒林正夫訳『ハムハーリの  
勃興』)
- (8) 拙稿「革命後の政治構造」(総合研究「イギリス近代化過程の再検討」研究会『研究報告』I) 参照。
- (9) )の論文のなかで、イギリス革命についての言及があるのは、明治十年の乱(西南戦争)における士族意識を分析したものの個所である。「……其加  
担者たるや、或は鳥帽子直垂に弓矢を握つて出でたる頑固党もあり、或は軍中の将校は、悉く兵士の投票にて擇ひ、民主の精神を兵營の中に迄波及せ  
しめ、殆んど英國革命の時に於てクロムウェルの陣中にてすら行はれ難き文明風の仕組を以て加はりたる者もあつ」(『国民之友』第二卷、四五  
六頁)。
- (10) 『格朗空』明治11十三年十一月七日出版。四六版1111頁、民友社発売。なおクロムウェルにいの「格朗空」のあて字を用いた例は、一八七六(明  
治九)年の田中義廉『万国史略』にみられる。海後・仲編『日本教科書大系』近代編第18卷、歴史I、111九頁を参照。
- (11) 「格朗空」の巻首に題す」六～八頁。
- (12) 竹越は、本書の「古用書皿」を以て、この書物をあげてある。
- Carlyle's Letters and Speeches of Oliver Cromwell.
- Goldwin Smith's Cromwell.
- Harrison's Life of Oliver Cromwell.
- 明治時代におけるイギリス革命観

Lamaltinge's Cromwell.

Macaulay's History of England.

„ Writings and Speeches.

„ Historical Essays.

Green's History of English People.

Guizot's Cromwell.

British Quarterly Review

Hallam's Constitutional History of England.

(13) 『格闘史』 一一五頁。

(14) 同書、七頁以下。

(15) 同書、一一一～四頁。

(16) 同書、六三～五頁。

(17) 同書、七四頁。

(18) ピューリタニズムを主張のものとみるが、外来のものとみるかどうかは、現在、越智武臣（『近代英國の起源』）、大木英夫（『ピューリタニズムの倫理思想』、『ピューリタニア』）両氏の間で、興味ある論争が進行中である。松浦高嶺「ピューリタニズムをめぐる研究会」（『イギリス史研究』第四号）参照。

(19) 『格闘史』 七〇、一一一～四頁。

(20) 同書、六八～九頁。

(21) 同書、九一～三頁。なお本書には、独立派、長老派以外に、平等派（一〇八頁、一一〇頁以下）についての認識があり、少数党としての独立派の政権奪取という革命的力学的考察（これに一九一頁以下）にも、力点をおいている。

(22) 同書、一三一～一六九頁以下。

(23) 同書、一五〇～一、一六三～四、一一一～五頁。

(24) 同書、一四〇頁。

- (25) 同書、一〇六頁。
- (26) 同書、一七六・七頁。
- (27) 同書、一八五頁。「クロムウエルの政府は、国会制御の道に於ては常に失敗にてありき、」(同書、一一〇頁)。
- (28) 同書、一三六・七頁。
- (29) 同書、一八三頁。
- (30) 同書、一八七・八頁。他に『彼の政府の下にありしが如き、商業、貿易、秩序、繁盛は如何なる政府の下にありても見得ざりき、……ホルランド人の海上権の英人に移りしは此時にあり、船艦を以て世界を征服するを得るの例を示したるは此時にあり、……西はバルチック海より、南は南洋諸島に至るまで、英國の艦船旌旗存せざるなきは此時に初れり』(同書、一一一・一頁)という。フレドリック・ハリソンの評を引用している。
- (31) 同書、一二〇・二頁。
- (32) 岩井忠熊「日本近代史学の形成」(『岩波講座日本歴史』別巻1) 七六頁による。
- (33) 隅谷三喜男「天皇制の確立過程とキリスト教」(『民権論からナショナリズムへ』所載) および『近代日本とキリスト教—明治篇』などを参考。
- (34) 服部之総「史家として蘇峰・三又・愛山」(『黒船前後』一九六六年、筑摩版) 一八五頁。
- (35) なお竹越には、『格朗空』の他にイギリス革命関係として、『マコウレー』(一八九三)、『クロムウエル言行録』(一九〇八)などの著述があるが、みると  
 ことができなかつた。

#### (四)

前述のように、竹越による「ピューリタン」史観の導入によって、わが国におけるイギリス革命観にひとつつの段階が画された時期が、まさしく帝国憲法と教育勅語をよりどころとする、天皇制の整備期にあたつていることを見逃すわけにはいかない。『格朗空』刊行の翌年、一八九一(明治二十四)年一月には、かの内村鑑三不敬事件がおこり、それをきっかけにして「教育ト宗教ノ衝突」というかたちでのキリスト教攻撃が激化し、次第にキリスト教の天皇制に対する屈伏が生まれてくる。<sup>(1)</sup>そしてここに日本のキリスト教は、明治二十四年から約十年間の

「暗い谷間」を迎えることになるのである。この過程におけるイギリス革命観の変質を追わねばならない。

クロムウェルによる国王処刑に衝撃を受け、「革命」の意識に目ざめ、しかもその後にイギリス觀における一種の挫折を体験した、木下尚江が、キリスト教の信仰に入ったのは、まさにこの「暗い谷間」のことであった。年譜によると、『格朗空』の出た年ごろかれにキリスト教に対する関心が高まり、使徒パウロを「第三の恩人」と考えるようになり、さらに一八九三（明治二十六）年、二十五歳の時に松本美以教会で受洗している。この尚江のキリスト教は、かれみずから「所謂正統派神学と云ふものは、訴訟法を見るよりも一層に乾燥無味に思はれて、其の説く所の基督は、却て予に躊躇を与へるよう思はれた」<sup>(2)</sup>と語っているところからも明らかのように、かなり特殊な性格のものであり、むしろ前述の天皇制のキリスト教攻撃とそれに対する教会の屈伏への義憤をその根底に秘めており、この点はのちの社会主義者としての「平和」活動を評価するうえでのひとつ重要な分析点となるが、ここでかれの信仰内容、神学的認識に細かい穿鑿を加えることは不用であろう。<sup>(3)</sup>問題は入信した尚江のイギリス革命観に、前段階のそれといかなる違いが現われたか、にある。

やや後年になるが、一九〇八（明治四十一）年十二月に刊行された小説『墓場』の一節に、主人公の「僕」と自由民権家の息子「堀口」のつぎのような対話がある。

「……『先生は中学時代にクロムウェルが御好きであつたように承知致して居りますが、如何云う点を御好きになつたので御座いますか』と問いかけてきた。

成程、僕はクロムウェルが好きであった。が、今ま斯く突然問はれると一寸挨拶に困る。  
『さうですね』と僕が小首を傾けると、

『實は私もクロムウェルが大好きで御座います』と堀口が言ふ『然かし先生が御好きになりました点と、今日私が好きます点とは、必ず相違して居ると考へられるので御座います。つまり此の相違する所に、先生の時代と私共の時代との変遷が證拠立てられるのでは無いかと思ふので御座います。……』

『君の御認めになる、君と僕との間の相違と云ふのは何ですか』と僕は尋ねた。

……『先生は必竟政治の改革者としての彼を御好なされたのでは御座りませぬか？』

『然うです』と僕は合点いた。

『其れは勿論彼の偉大なる事業であつたに相違御座りませぬが、然しかし私が今日崇拜致しまするのは其れと大に違ふので御座います』

『君のは何の点です』

『私は彼の現はれた事業よりも、其の潛んで居た彼の靈熱に醉ふので御座います』

『成程』と僕は又た合点いた。

『私は彼の書翰集を読んで居ります』と堀口は言ふた。

僕も心に時代の変遷を味ふことが出来た。<sup>(4)</sup>

ここはまことに的確に、イギリス革命観の変遷が描きだされている。かつて政治改革に「革命」意識を燃やした主人公の世代のそれと、クロムウェルの「靈熱に酔」い、カーライルの編纂した「書簡集を読んで居」る、若き堀口の世代のそれと。前節でみたように、竹越のイギリス革命観は、政治革命とピューリタン革命の合体として、それを把握するものであった。ところが、この『墓場』からの引用がはつきり示しているように、「時代の変遷」は、政治改革とピューリタン的靈熱の分解、いなより正確にいえば、政治革命から精神革命への強調点の移行をもたらしたのであった。

この「時代の変遷」は、具体的にはつぎのかたちで現われている。すなわち、明治二十年代の後半は、前述のように、キリスト教にとって「暗い谷間」の時期であつたと同時に、自由民権運動から生まれた「革命」への展望もまったく闊ざされてしまった時期でもあつた。そして一八九四〔明治二十七〕年の日清戦争の開戦は、周知のように、蘇峰をはじめとする在野イデオローグの体制内への転向をもたらし、かれらは对外強硬論の世論創出に一役を賣い、日清戦争の肯定・支持の論陣をはるという思想状況を生みだした。これまで展開してきたイギリス革命観も、ここに屈折を余儀なくされる。

そのひとつのが、一八九六〔明治二十九〕年に刊行された、灘江保の『英國革命戦史』である。この書が、書肆博文館の企画した『萬国戰史』全二十四卷の一冊として公刊されたところに、日清戦争の勝利に酔つた、時代的関心を伺うことができるであろう。ただし戦史ものといつても、本書のほぼ三分の二は、「英國革命ノ原因」に費されており、主題とする「英國革命戦」はほぼ一〇〇頁あまりで、内乱開始からネーブルの戦いに至る三年間の戦史に限定されている。それは明らかに著者の構成の失敗に由来するのであって、叙述の不均衡は蔽うべく

もない。そこでこうした不均衡に起因する欠陥はあえて問わないことにして、本書の特色をみることにしよう。

第一に眼を惹くのは、本書の序にみられるつぎの発言である。

「一、英國ニ革命ノ起レル、前後二回アリ。一ハ、一千六百四十二年……ノ革命、即チチャールス王ノ罪ヲ鳴ラシテ、之ヲ刑ニ処シタルモノ、又一ハ、一千六百八十八年……ノ革命、即チジエームス王ノ苛刻ヲ厭ヒ、之ヲ逐ヒテ、ウヰリアム三世及ヒメリーオ迎ヘ立テタルモノ是レナリ。本書ニ叙述スル所ハ、此ノ甲革命ナリト知ルベシ。」

一、英國ノ史家ハ、概ネ乙ノミヲ指シテ革命（Revolution）ト称スルガ如ク、甲ハ之ヲ内乱（Civil War）ト称シ、王朝史家ノ如キハ、故サラニ惡名ヲ附シテ叛逆（Rebellion）ト称セリ。左レド今之ヲ革命ト名ク。西洋ノ史家ニテモ、有名ナル佛人ギゾーノ如キハ、既ニ之ヲ革命ト名ケタリ。<sup>(8)</sup>」

ここに至ってようやく、イギリスにおける革命史觀の内部分裂、ことにピューリタン革命と名誉革命の把握のちがいが、はつきり認識された、といつてよからう。著者は前者を内乱とみなし後者を革命と讀めるホイッグ正統説をあえて斥けて、前者に革命の称号を与えている。それでは、灘江にとって革命とは何だったのであろうか。ふたたびかれは、イギリス革命史觀の相違を説きながら、つぎのようにいう。

「一千六百四十二年……」於ケル英國ノ革命ハ、未決ノ一大問題ナリ。之ヲ讀スルモノハ、称シテ義挙ト為シ、之ヲ謗レルモノハ、弑逆ノ暴挙ト為ス。其ノ名義ニ至リテモ、甲ハ之ヲ革命（リヴァリューション）ト称ヘ、乙ハ之ヲ叛逆（リベリオン）ト称フ。隨テ革命ノ原動力タル、ピム、ハムデン、クロムウエル等ノ人物如何ニ至リテモ、亦大ニ見ル所ヲ異ニシ、甲ハ憂國ノ志士ト讀シ、自由ノ恩人ト誉メ、乙ハ奸雄ト貶シ、亂臣賊子ト罵ル。而シテ到底論定ノ期ナキニ似タリ。然レドモ革命ノ止ムヲ得ザルニ至リタル事情……ト、其ノ能ク至大至難ノ事業ヲ遂ゲテ、近ク立憲政治ヲ英國ニ確立シ、遠ク米国共和政治ノ先駆ト為リタル事トハ、苟クモ史眼アル人ノ看破シ得ヘキ所ナラン。只英王処刑ノ一事ハ、世ノ非譏ヲ免カレザル所ナリト雖モ、彼レカ虐主タリ、内応者タリ、謀殺者タリ、公敵タル「ハ、其ノ宣告文ニ明記スルカ如ク、……処刑ヲ承諾シタルクロムウエル等皆塵世ノ苦楽榮枯ヲ度外ニ置キ、天下後世ノ毀譽褒貶ヲ毫モ心頭ニ介セス、誠心誠意以テ天ニ代リ、世ヲ救ヒタル人ナレバ、……此ノ一事ニ由リテモ亦革命ノ是トスペキヲ證スルニ足ラン。……英國革命党ノ如キハ、真ニ湯武伊尹ノ志ト其ノ行トヲ兼ネタルモノト謂フベキカ。<sup>(9)</sup>」

灘江にとってまさに「英國革命ハ志士ノ誠心誠意ヨリ出ヅ」ものとして、評価すべきものであった。この引用の中にも、革命の成果として、立憲政治の確立とアメリカ民主主義の先駆とがあげられてはいるけれども、本文の叙述においては、構成の失敗もあって、必ずしも充分な検討はなされていない。そして巻末にいかにも唐突に「要スルニ、英國ヲシテ今日アラシメタルハ英國革命ノ功ト謂フベキナリ」<sup>(10)</sup>という結びが

現われている。たしかに本書には、絶対王政に対するイギリス国民の抵抗が、これまでの類書よりもずっと詳しく叙述されているが、たとえば、「権利請願」の章に「志士、王室ノ為メニ慨ク」と副題がつけられていることが典型的に示されているように、いわば「志士史観」が前面におしだされており、「革命」のこの意味での矮小化を不可避的に伴なつてはいるのである。

かかる「革命の矮小化」は、同時に革命イデオロギーの矮小化を生みだしている。濱江は、革命の原因を考察するにあたって、十六世紀ヨーロッパに出現した二大要素として、宗教改革と君主独裁政治をあげ、「宗教的側面ヨリ英國革命ヲ觀察ス」ことを第一においている。しかしそこに現われる、清教徒の把握は、絶対君主の虐待に対する反抗分子のそれである。

「エリザベス是ニ於テ彼レ等（清教徒）ヲ虐待シタリシガ、虐待セラレテヨリ、前日ノ宗徒ハ忽チ徒党ニ一変シ、監督教会ニ対スル憎惡ノ念ニ加ヘテ王室ニ対スル憎惡ノ念ヲ生シ、兩念互ニ因ト為り、果ト為リテ、日々ニ益々烈シキヲ致セリ。」<sup>(11)</sup>

「ジェームス一世……ノ位ニ即クヤ、狭隘ニシテ亦女皇ノ寛大ニ似ズ。帝王神權ノ説ヲ楯甲トシテ愛國慷慨ノ士ヲ窘シメ、就中清教徒ハ、最モ熱心ナル愛國家、真正ナル自由家ナリト云フヲ以テ之ヲ憎ム「宛ナカラ蛇蝎ノ如ク、之ヲ待ツニ残虐ヲ以テシ、毫モ容忍ヲ加ヘザリシカバ、独リ清教徒中ノ過激ナルモノヲシテ怨ヲ王家ニ懷カシメシノミナラズ、其ノ温厚篤実ノ君子モ、之ガ為メニ激セラレテ猛烈ナル敵党ニ変シ、政体革新ノ叫ビハ不平ノ聲ニ和シ、議院ノ調子ハ荒ラビテ、雍々ノ和氣全ク其ノ根迹ヲ失ヘリ。此ノ危機ニ際シテ、ジェームス崩シ、チャールス位ニ即キテ、議会ニ敵意ヲ示シケレバ、鑿魏タル密雲茲ニ始メテ暴風雨ト為リ、遂ニ革命ノ乱ヲ起セリ。是レ英國革命ガ他国ノ革命ニ卒先シタル「理由ナリ」」<sup>(12)</sup>

このような清教徒とピューリタニズムの把握は、本書の章間に挿入された「志士」たちの小伝においても、同じようにみられる。本文中には、クロムウェルの軍隊編成に触れて、「上帝ヲ信シ、上帝ノ為メニ一身ヲ犠牲トスル人々ヲ集メテ」<sup>(13)</sup>といつた説明がみられるにもせよ、小伝の立場は「二十一歳時、代言業ヲ止メ、妻ヲ娶リテ郷里ニ退キ、清教徒ト為リテ、聖書ノ解釈ト説教トニ從事シ、頗ル名声ヲ博セリ」<sup>(14)</sup>といつた、ある意味での客観的叙述に終止しており、そこには「靈熱に醉」う調子は認められないでのある。総じていえば、「革命」意識からの後退はあらわであるにしても、必ずしも精神の強調もみられないという、中間的な立場こそ、本書の特色であることができよう。

それでは、「靈熱に醉」うクロムウェル像、ひいてはその上に立つイギリス革命の把握は、いかにして生まれてきたのであろうか。さきに引用した『墓場』の対話に立ち帰らねばならない。それは、前述のように、イギリス革命観をめぐる「時代の変遷」を表現していた。しかし

そのことと並んで考え方をねばならないのは、かつて政治改革に「革命」意識を燃やした主人公も、そして現にクロムウェルの書簡集を読んでいる堀口も、ある意味ではともに著者木下尚江の分身ではなかつたか、ということである。いなむしろ「時代の変遷」は、国王処刑の実行者としてのクロムウェル像に、ピューリタンの戦士という新しい要素を、尚江に認識させたといつた方が正確であろう。この二面性のもとにおけるクロムウェルの把握こそ、一貫して明治憲法＝教育勅語体制とその窮屈の存在としての天皇制に正面きつた批判をくり返し、さらに「余の信仰は『基督教的共産主義』にして又た『共産主義的基督教』なり」と公言し、またほどなくして社会主義運動からも離脱するに至る、尚江の思想と行動の遍歴に支配的な影響力をもつたもののひとつといふことができよう。

しかしながら「靈熱に醉」うクロムウェル像を定着させたのは、「野性の信徒」であつた尚江ではなかつた。すでに一八九七年(明治三〇〇)年「革命の時機は来れり」<sup>(16)</sup>と、義戦論から戦後社会批判に移つた内村鑑三は、その翌年、カーライルに寄せてクロムウェルを語つてゐる。<sup>(17)</sup>このようなキリスト教内部におけるクロムウェル理解、より具体的な一例としてあげれば、内村鑑三から矢内原忠雄に至る系譜がたどられたとき、わが国におけるイギリス革命観の変遷は、より完全な姿を現わすことになるであろう。他日の課題としたい。

## 註

- (1) 前節註<sup>(33)</sup>を参照。
- (2) 『懺悔』(前掲書) 二九一頁。
- (3) 筆者の木下尚江理解は、山極圭司氏の諸研究、ことに「木下尚江論」(『明治文学全集』<sup>45</sup>) によるところが大きい。
- (4) 『墓場』(筑摩版『現代日本文学全集』<sup>53</sup>) 二九五頁。
- (5) 遊江保は号羽化生、幕末の儒医遊江抽菴の嗣子である。明治十二年十一月慶應義塾に入った。『福沢諭吉全集』第十七巻、五〇五頁には、明治十五年四月二十日づけの福沢の書簡が收められている他、第四巻、六八〇頁には『文明論之概略』の講義を聞いた、かれの手記がある。なお前節でとりあげた竹越はかれより後に同じ慶應義塾に学んでいる。これらの点よりして、わが国におけるイギリス理解のいわばメソカとしての慶應義塾の役割りが検討されねばならない。他日の課題としたい。
- (6) 当時の関心のありどころを知るために、全巻の構成を掲げておこう。(1)独佛戦史、(2)英清鴉片戦史、(3)拿破崙(ナポレオン)戦史、(4)英佛連合征清戦

史、(5)トラファルガー海戦史、(6)露土戦史、(7)米国南北戦史、(8)普墺戦史、(9)ナイル海戦史、(10)波蘭袁亡戦史、(11)クリミヤ戦史、(12)印度飢食戦史、(13)英米海戦史、(14)伊太利独立戦史、(15)米国独立戦史、(16)希臘独立戦史、(17)英國革命戦史、(18)佛國革命戦史、(19)フレデリック大王七年戦史、(20)三十年戦史、

(21)シーザル・ポムペイ・羅馬戦史、(22)ピュニツク戦史、(23)歴山大王一統戦史、(24)希臘波斯戦史。

なおこのうち滻江は、(8)、(10)、(12)、(15)、(17)、(18)、の六冊を執筆している。

滻江じしん「紙数ノ定限ヲ超過シ、……止ムヲ得ズ……省略セリ」と断つてある。『英國革命戦史』三〇〇頁。

(7) 同右、一頁。

(8) 同右、四~五頁。

(9) 同右、三〇三頁。

(10) 同右、一一頁。

(11) 同右、一二~三頁。

(12) 同右、二三六頁。

(13) 同右、一九三頁。

「予は如何にして社会主義者となりしか」、一九〇四〔明治三十七〕年。

『内村鑑三著作集』岩波版、第三巻、八三頁。

(15) (16) (17) (18)

「カーライルを学ぶの利と害」(『内村鑑三思想選書、III人物編。』)

『続余の尊敬する人物』一九四九年。

#### 〔附記〕

本稿は、東京女子大学比較文化研究所、休暇研究員制度による研究成果の一部である。

なお貴重な『格朗空』『英國革命戦史』を寄贈、貸与して下さった、宮崎玉代、別枝達夫の両氏、原典との照合などを手伝つて下さった金井和子氏、および校正を助けて下さった高松晴子氏に、深い感謝を捧げる。